



子育て支援情報

妊娠から子育てにかかる経済的負担の軽減や
環境整備のための行政の支援制度の紹介ページです。

-  妊娠・出産～子育てスタート……………3
-  医療機関を利用する……………5
-  子どもの健康……………8
-  子育て講座・教室……………11
-  子育てサークル……………12
-  子どもをあずける……………14
-  子育てを応援する施設……………22
-  気になる相談はこちらへ……………25
-  障がい児家庭への支援……………28
-  ひとり親家庭への支援……………29



妊娠・出産～子育てスタート

さあ、これから子育てが始まります。

妊娠が分かったら

伴走型 出産・子育て応援事業

面接等により子育てに必要な切れ目ない支援につなげる「伴走型相談支援事業」と、経済的な負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金給付事業」を一体的に行う事業です。

伴走型相談支援事業

対象者	概要
妊娠期から出産、子育て期までの人	妊娠期と出産後に保健師等が面接等を行い、必要に応じてサービス紹介や相談支援等につなげ、子育てに必要な切れ目ない支援を行います。

出産・子育て応援給付金給付事業

対象者	支給額 ※今後、クーポン等へ変更する場合があります。
妊娠届出をした人	妊娠届出後5万円
出生した児の産婦又は養育者	出生後児童一人につき5万円 ※おめでとう訪問後に支給します。

※申請から2か月ほどで指定口座へ振り込みます。

多胎ピアサポート事業

多胎育児を経験した先輩(ピアサポーター)が多胎特有の悩みや不安に寄り添い、子育て経験者ならではのアドバイスをします。

対象者 市内在住の多胎妊婦及び1歳未満の多胎児の養育者

お問合せ先 こども家庭課 TEL 34-6636

産前産後支援事業

妊娠中や産後間もない家庭に家事育児支援ヘルパーを派遣する事業です。

対象者 妊婦・1歳未満の子どもがいる家庭(多胎児は3歳未満まで)
ただし、同世帯に18歳未満の子どもが2人以上いる場合は、下の子が3歳になるまで。

利用料 1時間800円(生活保護世帯、市民税非課税世帯は免除)

利用日時 平日(年末年始を除く)の午前8時から午後6時まで

利用上限 ①1回当たり4時間まで(1時間単位)、1日2回まで
②利用期間中、60時間を上限(多胎児は180時間を上限)

お問合せ先 こども家庭課 TEL 34-6636

申込フォーム
二次元コード↓↓



保健師・助産師による家庭訪問

産婦さんやお子さんのいるご家庭に保健師や助産師が訪問し、産後の健康状態、お子さんの発育・発達、育児、栄養などについて相談にのります。里帰り中の方も利用できます。随時実施していますので、希望される方は下記窓口にご連絡ください。

※18歳以下の産婦・35歳以上の初産婦・多胎産婦の方、体重が2,500g未満で低体重児出生届を提出していただいた方には、市から連絡しています。

お問合せ先 地域保健課

TEL 34-6627(豊田市役所内) 対象:中部地区(逢妻、朝日丘、梅坪台、浄水、崇化館、高橋、豊南、益富、松平、美里)

TEL 62-0603(足助支所内) 対象:東部地区(旭、足助、稲武、小原、下山)

TEL 85-7710(高岡コミュニティセンター内) 対象:南部地区(上郷、末野原、高岡、前林、竜神、若園)

TEL 41-3081(猿投コミュニティセンター内) 対象:北部地区(井郷、石野、猿投、猿投台、藤岡、藤岡南、保見)

赤ちゃんが生まれたら

産後ケア事業

産後間もないお母さんが赤ちゃんと一緒に指定の施設にて宿泊や通所又は助産師、栄養士の訪問により、授乳指導や育児支援などを受けられる事業です。ご家族などから十分な援助が受けられない出産後1年未満(受け入れ月齢は各施設による)のお母さんと赤ちゃんで以下のいずれにも該当する方。

- (1)お母さんの育児への心配に対してサポートが必要であること
- (2)病院などへの入院を必要としない程度の体調不良があること

お問合せ先 こども家庭課 TEL 34-6636

各種手当の支給など

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満(引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳まで)のお子さんが、小児がんなどの特定の疾病にかかっている場合、医療費の支給をします。

お問合せ先 保健支援課 TEL 34-6855

小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのお子さんに対し、車いすや特殊寝台等の日常生活用具を給付します。(世帯の市民税等の課税状況に応じた一部自己負担があります。)

お問合せ先 保健支援課 TEL 34-6855

未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟のまま出生し、保育器を使用するなど入院養育が必要なお子さんに対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

お問合せ先 こども家庭課 TEL 34-6636

児童手当

中学校3年生までのお子さんを養育している方に支給します。支給を受けるためには手続きが必要です。児童手当には申請期限があります。生まれた月の翌月から児童手当が支給されるための申請期限は、下記の二次元コードから確認できます。添付書類がそろわない場合でも受け付けますので、まずは認定請求書を提出してください。公務員の方は、勤務先におたずねください。

支給月額

お子さんの年齢(学年)	支給月額			
	所得制限限度額未満の方	所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の方	所得上限限度額以上の方	
0歳～3歳未満 (3歳の誕生日の属する月まで)	15,000円	5,000円	※令和4年6月分から児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の方は児童手当等は支給されません	
3歳～小学生	第1・2子			10,000円
	第3子以降			15,000円
中学生	10,000円			

- 請求者本人でなくても、代理の方が手続きすることができます。
- 手当が振り込める口座は、請求者名義のものに限ります。配偶者やお子さんの口座に振り込むことはできません。

※第1・2・3子の数え方は、監護する18歳到達後の年度末までの児童の人数を年齢が上の児童から順に数えます。

申請期限カレンダー



お問合せ先

こども家庭課 TEL 34-6636

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中でも児童福祉を専門的に担当する委員です。民生委員・児童委員とともに、地域で子育てに関する活動や相談・見守りを行ったり、児童福祉関係機関とのパイプ役として連絡調整を行っています。